

議 第 61 号

平成29年 2月21日提出

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部
改正について

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成25年条例
第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(同項の小売電気事業者を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提出理由)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を
改正する法律（平成28年法律第59号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要が
ある。

これが、この条例案を提出する理由である。